

## **〔事案 27-289〕 手術給付金支払請求**

・平成 28 年 10 月 24 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

他の保険会社からは手術給付金が支払われ、保険診療として行われた手術であることを理由に、手術給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 27 年 7 月に手術を受けたため、平成 19 年 9 月に契約した総合医療保険契約について、手術給付金を請求したが、支払われなかったため、以下を理由に手術給付金を支払ってほしい。

- (1)他の保険会社からは手術給付金が支払われた。
- (2)本件手術は、放射線動体追跡治療を可能にするための画期的手術であり、平成 24 年より保険診療として行われている手術である。

### **<保険会社の主張>**

約款に定める手術給付金の支払事由に該当しないので、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張内容等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、独自に医療記録にもとづいて第三者の専門医の意見を取得し、審理の参考にした。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、本件手術に対して、他の生命保険会社との医療保険契約で、手術給付金が支払われたとしても、各生命保険会社の約款にしたがって、約款該当性が判断されるため、本件手術は、本件約款に定める「手術」にはあたらず、手術給付金の給付対象となるとはいえず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。